

道水路等境界調査測量図作成要領

令和 8 年 4 月

道路・交通政策局道路部道路調査課

はじめに

横浜市では、道路や水路に接する土地との境界を明らかにすることを「境界調査」としています。道路や水路に接する土地を所有する方が境界調査を必要としたときは、その方からの申請によって関係土地所有者と横浜市が立会協議を行います。

境界調査の作業については、横浜市が契約している測量事業者が行う方法と申請者が依頼した測量事業者が行う二通りの方法があります。

前者は、申請受付順に作業を行うため、直ちに着手できるとは限りませんが、後者の場合は、申請者と測量事業者との契約状況により、比較的早く作業を行うことができると考えられます。

しかし、作成する境界調査図は、上記のどちらの方法で作成するかに係わらず、同じ扱いで一般の閲覧に供するため、その作成方法や精度を統一する必要があります。

この冊子は、申請者が依頼された測量事業者用に境界調査図を作成するまでの一連の流れを要領としてまとめたものです。これを参考にいただき、今後の作業に生かしていただきたいと思います。

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 通則	1
第 2 節 測量実施の準備	2
第 2 章 調査作業	3
第 1 節 資料調査	3
第 2 節 現地調査	4
第 3 章 境界確定作業	4
第 1 節 境界明示	4
第 2 節 境界復元	5
第 3 節 境界立会	5
第 4 節 境界標設置	6
第 4 章 多角測量	10
第 1 節 多角測量	10
第 2 節 公共基準点(関係多角点を含む)使用の規定及び制限	10
第 3 節 その他の基準点使用の規定及び制限	13
第 5 章 境界点確定測量	15
第 6 章 境界調査図作成	17
第 7 章 測量成果の適用区分	20
第 8 章 成果品	21
別紙 1 図面作成要領	22～25
別紙 2 手簿等の様式	26～38
別紙 3 境界調査実施距離報告書	39
別紙 4 境界調査作業の流れ	40

第 1 章 総則

第 1 節 通則

（目 的）

第 1 条 この作成要領は、道水路等境界調査測量を申請者負担で行う場合の作業の規格を統一し、必要な精度を維持することを目的とします。

（作業の種類）

第 2 条 作業は、次の各号に掲げるものを行います。

1 調査作業

（1） 資料調査

（2） 現地調査

2 境界確定作業

（1） 境界明示

（2） 境界復元

（3） 境界立会

（4） 境界標設置

3 多角測量

4 境界点確定測量

5 境界調査図作成

（作業の実施）

第 3 条 申請者（申請者から依頼された測量事業者を含む。以下同じ。）は、それぞれの作業の内容に応じてこの作成要領に従い、本市担当係員（以下「係員」と言う。）と協議して実施してください。

（作業の確認）

第 4 条 申請者は、第 1 章第 2 条に掲げる作業において、係員の確認を得ながら、後続の作業を行います。

（官公庁その他への手続き）

第 5 条 申請者は、作業の実施にあたり、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を係員に報告し、指示を受けてください。

(諸法規の遵守)

第 6 条 申請者は、作業の実施にあたり、関連する諸法規を遵守し、作業の円滑な推進を図ってください。

2 作業の実施にあたり、他人の土地への立入りもしくは、農作物、工作物等の伐採、除去等を行う必要があるときは、事前に関係地権者等の承諾を得てください。

3 他人の土地、建物等に立入る場合は、不要な言葉を慎み、不安、悪感情を与えないように注意してください。

(安全管理及び事故防止)

第 7 条 申請者は、作業の実施にあたり、周囲の諸事情を考慮し、作業者の安全を確保することはもとより、交通の障害等、第三者に迷惑を及ぼす事のないよう、十分注意して作業を進めてください。

(疑 義)

第 8 条 申請者は、作業内容並びに作業方法に疑義を生じたときは、事前に係員と協議してください。

(変更及び中止)

第 9 条 本市において特に必要と認めたとき並びに立会協議が不調になった場合には、作業の変更又は中止をすることがあります。

(秘密の保持及び境界調査図の公開)

第 10 条 申請者は、作業上知り得た秘密を他に漏らさないでください。また、係員が貸与した資料については、無用の混乱を避けるため、一般に公開していないものもありますので取扱いには十分注意してください。

2 この作業で作成し本市に提出した境界調査図は、本市の所有とし、本市の責任において一般に公開します。

(個人情報の保護)

第 11 条 申請者は、作業上知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱ってください。

第 2 節 測量実施の準備

(測量成果及び点の記の謄写)

第 12 条 申請者は、必要な基準点の測量成果及び点の記を謄写し、厳密に読み合わせて

点検してください。

（機器の検定等）

第 13 条 申請者は、あらかじめ測量に用いる測量機器の点検を行い、その性能に支障がないよう調整しておいてください。

2 機器の検定は、作業着手前に信頼のおける第三者機関に依頼して行ってください。
ただし、係員の承諾を得た場合はこの限りではありません。

（作業記簿等の様式）

第 14 条 観測手簿、観測記簿及び計算簿等の測量成果は、別紙 2 の標準様式を原則とします。ただし、事前に係員の承諾を得た様式により作成することもできます。

第 2 章 調査作業

第 1 節 資料調査

（資料調査）

第 15 条 申請者は、作業を行うにあたって事前に必要な資料を調査し、係員の指示に従って使用する資料を調整しておいてください。

（調査する資料）

第 16 条 調査する資料としては、次のようなものがあります。（ただし、すべての資料があるとは限りません。）

1 境界復元するとき資料となる図面

- （1）過去の境界調査図
- （2）市有溝渠堤塘測量図……………注：本市係員に依頼してください。
- （3）道路台帳平面図（区域線図）
- （4）地籍調査図
- （5）確定図（土地区画整理図、土地改良図等）
- （6）市道認定改廃原議図……………注：本市係員に依頼してください。

2 境界明示するとき参考となる図面

- （1）公図
- （2）地積測量図
- （3）土地宝典
- （4）道路台帳平面図（現況図）

- (5) 市道認定路線図
- (6) 特定図面……………注：本市係員に依頼してください。
- (7) 無代下付台帳……………注：本市係員に依頼してください。
- (8) 旧道路台帳図、耕地整理図……………注：本市係員に依頼してください。

第2節 現地調査

(現地調査)

第17条 申請者は、次の各号に掲げる調査をしてください。

- 1 公共基準点（関係多角点を含む）の調査
- 2 境界標の調査

(基準点の調査)

第18条 調査した成果をもとに、使用する基準点の滅失、移動等の有無を調査してください。

(境界標の調査)

第19条 資料図があり、現地に境界標が見当たらないときは、図面記載距離に基づいて調査掘削してください。なお、掘削に当たっては関係地権者及び一般市民への十分な配慮をし、そのときの状況に応じて実施の可否を判断してください。

- 2 掘削跡は、発生土により埋め戻しを行い、交通の障害又は一般市民への危険防止に必要な措置を講じてください。

第3章 境界確定作業

第1節 境界明示

(要 旨)

第20条 境界明示とは、道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、隣接地の所有者と立会協議の上、その境界を確定することをいいます。

(資料の調整)

第21条 申請者は、第2章第16条第2項に掲げる資料を調査収集の上、係員に報告し、使用する資料の調整を行ってください。

(現地表示)

第 22 条 係員の指示があった場合は、調整された資料と現地の状況に基づいて仮杭等を設置してください。

第 2 節 境界復元

(要 旨)

第 23 条 境界復元とは、第 2 章第 16 条第 1 項に掲げる資料に基づき、現地において、滅失あるいは移動している境界標の復元を行うことをいいます。

(復元方法)

第 24 条 原則的な復元方法は、関係する周囲の既存境界標からの距離法により行うものとします。また、次の各号に掲げる復元方法により行っても構いません。

- 1 移動していない既存境界標の座標値に基づいて滅失あるいは移動している境界標を復元する。
- 2 既設の多角点又は新設された多角点により境界標を復元する。ただし、多角点の新設方法は第 4 章 多角測量により行ってください。

(復元点の確認)

第 25 条 復元点が道路現況と著しく異なる場合は、立会いを実施する前に係員と調整してください。

(仮杭設置)

第 26 条 立会を円滑に進めるため、事前に仮杭（木杭及び鋸等）を民地内又は施設等に設置する場合は、あらかじめ占有者又は施設の所有者に了解を得てから設置してください。

第 3 節 境界立会

(境界立会)

第 27 条 申請者は係員と協議して決定した日時に、現地で測量及び杭打ち等立会業務に従事してください。

- 2 立会いに従事する者は、専任従事者 1 名を含めて計 2 名以上でお願いします。

第 4 節 境界標設置

(境界標の埋設)

第 28 条 申請者は、立会により決定した境界点に境界標の埋設を行ってください。

(境界標設置・撤去)

第 29 条 境界標の埋設は、次の各号に掲げるところにより行います。

- 1 原則として、石標を埋設しますが、埋設不可能の場合は本市規格の鋳物杭を設置します。なお、鋳物杭も設置不可能の場合は本市規格のプレート又は鉄鋌を打設します。鉄鋌も打設不可能な場合は、「十字の刻み」表示とします。構造物に表示するときは、必ず占有者の了解を得てから行ってください。

また、拡幅、払下げ等により一年以内に滅失する境界標については、本市係員の承諾を得て木杭又はプラスチック杭で表示することができます。

- 2 石標は、「界」の面を道路側に向けて埋設します。道路が交差する箇所においては、「界」を幅員の狭い側に向けて埋設します。
- 3 申請者が官公庁又は申請目的が開発事業及び自費工事の場合には、コンクリート石標、鋳物杭については申請者の負担となります。土木事務所で購入証明書を発行しますので、使用する数量を係員に報告してください。

プレート及び鉄鋌については支給します。上記以外の申請の場合には、コンクリート石標、鋳物杭も支給します。

また、不要になった仮杭、境界標等は必ず持ち帰り、本市の境界標については、当該区の土木事務所に返納してください。

- 4 現場において、破損している石標、石標以外の境界標又は資料図において「図上表示」となっているものも、可能な限り規格の石標等を埋設してください。
- 5 石標の頭部は、赤ペイントを塗布してください。
なお、鉄鋌及び刻みの場合は、周囲を赤ペイントで丸く囲みます。
- 6 境界標が 10 cm 以上埋没している場合は、上乘せ又はふかせ上げ等により設置面と平らになるようにしてください。ただし、未整備道路等で境界標の確認が困難となる場合には、地表面から頭部を 15cm 程度出すようにしてください。
- 7 地盤が軟弱な箇所の埋設については、石標を固定する処置をしてください。
- 8 埋設作業に際し、交通の障害と危険防止には十分留意してください。
- 9 境界標設置・撤去は次のように行ってください。

(1) 作業概要

ア 設置の場合

引照点設置、舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標設置、埋戻し、舗装復旧、点検

イ 撤去の場合

舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標撤去、埋戻し、舗装復旧

(2) 作業詳細

ア コンクリート石標設置 (12 c m × 12 c m × 90 c m)

(ア) 未舗装部分-----根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ 75～90 c m 埋設

イ コンクリート石標設置 (12 c m × 12 c m × 60 c m)

(ア) 未舗装部分-----根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ 50～60 c m 埋設

(イ) アスファルト部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧 5 c m 程度・深さ 60 c m 埋設

(ウ) コンクリート部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はコンクリートモルタル復旧・深さ 50～60 c m 埋設

ウ 鋳物境界標設置

(ア) アスファルト部分----根巻基礎なし・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧 5 c m 程度・深さ 30 c m 埋設

(イ) コンクリート部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はコンクリートモルタル復旧・深さ 25～30 c m 埋設

エ プレート境界標 (50 m m × 50 m m × 60 m m)

(ア) コンクリート構造物埋込---コンクリートカッター、コンクリート構造物はつり、ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定、コンクリートモルタル復旧 1.5cm 程度

(イ) コンクリート構造物の上---ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定

オ 境界鋳設置 (φ 15 m m × 75 m m)

(ア) コンクリート部分----ドリル削孔、接着材注入、固定

カ コンクリート石標撤去

(ア) 未舗装部分-----埋戻しは発生土・コンクリート石標をすべて撤去する。

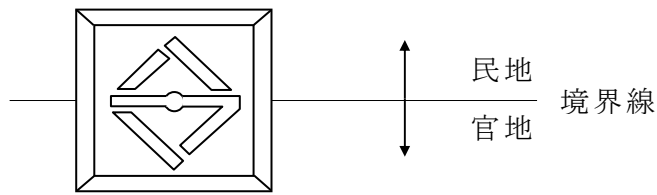
(イ) アスファルト部分-----路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧 5 c m程度・コンクリート石標をすべて撤去する。

キ 鋳物境界標撤去

(ア) アスファルト部分-----路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧 5 c m程度・鋳物境界標をすべて撤去する。

○境界石標埋設基準

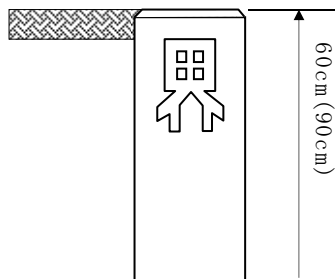
1 使用例（スタンダード型）



この面に「界」

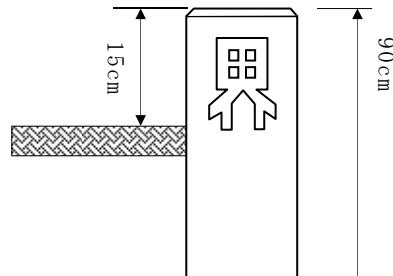
2 埋設例

標準埋設例

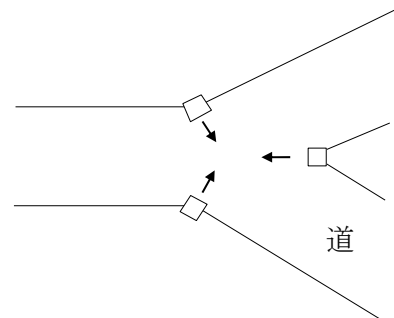
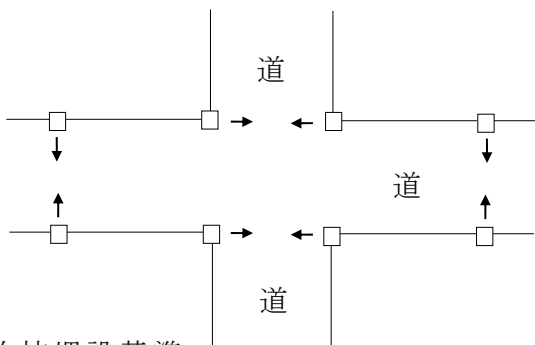


未整備道路等で確認が困難となる場合

（車両、歩行者及び構築物等に支障のない場合）



3 境界石標埋設方向 「界」の面を道路側に向けて埋設



○鋳物杭埋設基準

- ・使用例については、境界石標と同じです。
- ・設置面と段差が生じないように埋設してください。

○プレート埋設基準

- ・原則として、道水路（官地）側に埋設します。車両が通行する箇所には設置しません。
- ・設置面と段差が生じないように埋設します。ただし、歩行者の通行がない擁壁等の上部に設置する場合はこの限りではありません。

第4章 多角測量

第1節 多角測量

(基準とする点)

第30条 横浜市公共基準点及び次に掲げる関係多角点を既知点としてください。ただし、後続の作業として、道路台帳図の補正がある場合には必ず横浜市公共基準点を使用してください。

- (1) 道路調査課設置の一級・二級多角点
- (2) 道路移管等により道路調査課の規定に基づき設置された多角点
- (3) 境界調査により設置された多角点（既知点が一級多角点以上のものとする）
- (4) 他局において道路調査課の規定に基づき設置された多角点。

なお、おおむね100m以内に上記の基準点が設置されていない場合には、第2項に掲げる基準点を使うことができます。

2 その他使用できる基準点

- (1) 街区基準点（境界調査では、公共座標の扱いではなく任意座標の扱いにとります。）
- (2) 任意の多角点

(作業の種類)

第31条 多角測量は、次の各号に掲げる作業を行います。

- 1 計画
- 2 選点
- 3 標識の設置
- 4 観測
- 5 計算

第2節 公共基準点（関係多角点を含む）使用の規定及び制限

(機 器)

第32条 観測に使用する機器は、次の表に定めるもの又はこれらと同等以上のものとします。

区分	1、2級多角測量
トータルステーション	2級トータルステーション
測距儀	2級測距儀
セオドライト	2級セオドライト
レベル	3級レベル
鋼巻尺	JIS 1級

2 機器の性能については、測量法第34条により定められた「作業規程の準則」別表1の測量機器級別性能分類表によるものとします。

(選 点)

第33条 多角点は、測量地域内になるべく均等に配置し、標識の保全と後続作業の利便性を考慮して、最も良好な多角点網が構成できるように選点してください。

2 多角点には、等級別に一連番号を付けてください。

(多角点の等級及び密度)

第34条 多角点の密度は、次により行ってください。

1 1級多角路線は、公共基準点から出発して他の公共基準点に結合してください。

2 2級多角路線は、公共基準点又は前項で設置した多角点から出発し、これらの点に結合してください。

区 分	1級多角測量	2級多角測量
既知点	2点以上	同 左
標準点間距離	50～200m	25～100m
標準路線長	500m	200m
1路線の辺数	7辺以下	10辺以下

(観 測)

第35条 距離の測定及び水平角並びに鉛直角の観測は、各種の誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意をはらい、次の各号に定めるところにより実施してください。

(1) 水平角観測は、方向観測法とし、対回数及び制限は以下のとおりとします。

区 分	1級多角測量	2級多角測量
対回数	2	2
観測差	20″	40″
倍角差	30″	60″
目 盛	0°、90°	0°、90°

(2) 鉛直角の観測は、望遠鏡正及び反の位置で行い、1視準1読定の1対回観測とし

ます。

区 分	1 級多角測量	2 級多角測量
対回数	1	1
高度常数差	30″	60″

(3) 測距儀及びセオドライトの器械高と反射鏡高及び目標高は原則として一致させてください。

(4) 光波測距儀による距離測定の設定数と較差の制限等は、次の各号に掲げるところにより行ってください。

ア セット数 2 セット (2 読定を 1 セット)

イ セット内の較差 10mm 以内

ウ セット間の較差 20mm 以内

エ 測定条件

(ア) 各セットの測定間隔は、5 分以上とします。

(イ) 反射鏡は高度角 (α) が大きくても偏心が生じない型式のものを使用してください。

(5) 鋼巻尺による距離測定の設定数と較差等は、次の各号に掲げるところにより行います。

ア セット数 1 セット (2 読定の較差 3mm 以内)

イ 往復較差 $1/10,000$ 以内。ただし、25m 以下は 2mm 以内とします。

ウ 測定条件等

舗装道路又はコンクリート構造物表面上等において、強い直射日光のもとでの測定は行わないでください。

(計 算)

第 36 条 計算とは、観測値等を用い新点の測量成果を得るために行う各種手簿上の計算から平均計算に至る全ての諸計算をいいます。

(計算の単位、諸補正等)

第 37 条 新点の座標値、標高及びこれらに関連する諸要素の計算は、観測値を用いて次表に掲げる位まで算出してください。

なお、縮尺係数は使用する既知点の中数とします。

座標値 (X, Y)	標高 (H)	角の値	距離の値
mm 位	cm 位	1″ 位	mm 位

2 距離の測定値には、次の補正を行います。

- (1) 定数補正
- (2) 温度補正（鋼巻尺による測定値）
- (3) 気象補正（光波測距儀による測定値）
- (4) 傾斜補正
- (5) 投影補正
- (6) 平面直角座標面上への補正（ $S \times s / S$ ）

ただし、 S は楕円体面上の長さ、 s は平面直角座標面上の長さとしします。

3 多角測量計算を行う際の与点方向角の値は、横浜市公共基準点等の成果表の数値を使用してください。

（標準精度）

第 38 条 1、2 級多角の標準精度は次のとおりとします。

なお、単路線以外の多角については、既知点から既知点までの開放にて点検を行い、標準精度と比較してください。

区 分	1 級多角測量	2 級多角測量
方向角の閉合差	$10'' + 10'' \sqrt{\alpha}$	$15'' + 15'' \sqrt{\alpha}$
座標の出会差	$3 \text{ cm} + 3 \text{ cm} \sqrt{S}$ かつ $1/10000$	$3 \text{ cm} + 3 \text{ cm} \sqrt{S}$ かつ $1/5000$

※ α : 夾角数、 S : 距離（km）

ただし、係員の承諾を得たものはこの限りではありません。

第 3 節 その他の基準点使用の規定及び制限

（機 器）

第 39 条 第 4 章第 32 条に準じます。

（選 点）

第 40 条 第 4 章第 33 条に準じます。

（多角網）

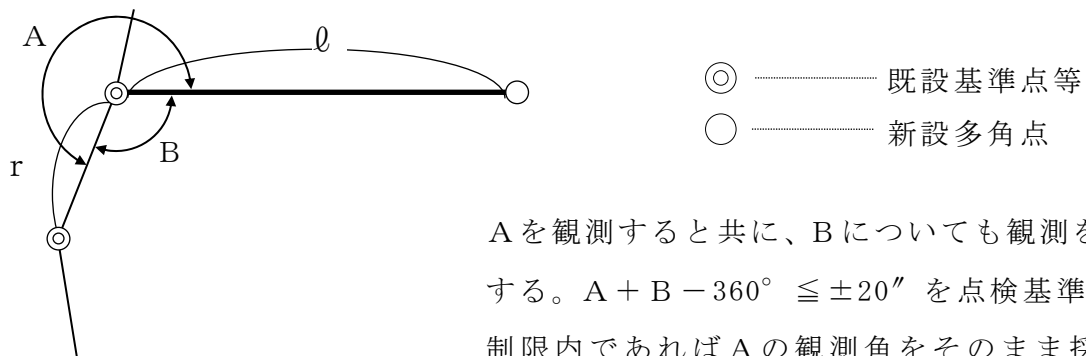
第 41 条 原則として 2 点以上の既知点を使用し、結合もしくは閉合多角網とします。

なお、これによりがたい場合は開放多角網とすることができます。

また、標準点間距離は 30～100m とします。

2 開放多角（オープン）を設置する場合の注意

境界調査対象箇所の状況（行き止まり道路等）により、また既知点の配点状況等により、やむを得ず開放多角（オープン）を採用する場合は、原則として 1 点の設置にとどめ、次に示す点検を行ってください。



A を観測すると共に、B についても観測を実施する。 $A + B - 360^\circ \leq \pm 20''$ を点検基準とし、制限内であれば A の観測角をそのまま採用します。

また、 $l \leq r$ とし、やむを得ない場合でも $l < 1.5 r$ としてください。

（観 測）

第 42 条 距離の測定及び水平角並びに鉛直角の観測は、各種の誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意をはらい、次の各号に定めるところにより実施してください。

なお、致心作業は入念に行ってください。

- (1) 水平角の観測は、方向観測法とします。
- (2) 水平角の観測において所定の対回数の観測を行う場合は、各対回ごとに水平目盛を所定の位置に変えてください。

なお、観測の良否の点検は倍角差又は観測差により行います。

- (3) 鉛直角の観測は、望遠鏡正又は反の位置で行い、1 視準 1 読定の 1 対回観測を行います。

2 光波測距儀による距離測定の設定数と較差の制限等は、次の各号に掲げるところにより行ってください。

- (1) セット数 2 セット（2 読定を 1 セット）
- (2) セット内の較差 20mm 以内
- (3) セット間の格差 20mm 以内

3 鋼巻尺による距離測定の設定数と較差等は、次の各号に掲げるところとします。

- (1) セット数 1 セット（2 読定の較差 5 mm）

(2) 往復較差 距離の 1/3000 以上

(3) 測定条件

舗装道路又はコンクリート構造物表面上等において、強い直射日光のもとでの測定は行わないでください。

4 角観測の対回数及び制限等は、次の各号に掲げるところとします。

(1) 水平角

対回数	観測差	倍角差	目盛
2	40"	60"	0°、90°

(2) 鉛直角

対回数	高度常数差
1	60"

(計 算)

第 43 条 第 4 章第 36 条に準じます。

(計算の単位、諸補正等)

第 44 条 新点の座標値に関する諸要素の計算は、観測値を用いて次表に掲げる値まで算出します。

座標値	角の値	距離の値
mm 位	1" 位	mm 位

2 距離の測定値には、次の補正を行います。

(1) 定数補正

(2) 温度補正 (鋼巻尺による測定値)

(3) 気象補正 (光波測距儀による測定値)

(4) 傾斜補正

(計算値の制限)

第 45 条 制限は次のとおりとします。

方向角の閉合差	座標の出合差
$15'' + 15'' \sqrt{\alpha}$	$3\text{cm} + 3\text{cm}\sqrt{S}$ かつ $1/5000$

ただし、 α は狭角数、 S は距離 (km)

第 5 章 境界点確定測量

(要 旨)

第 46 条 境界点確定測量とは、設置された境界点の位置を測定しその座標値を求める作業をいいます。

(機 器)

第 47 条 第 4 章第 3 2 条に準じます。

(作業内容)

第 48 条 境界点確定測量は、次の各号に掲げる作業を行います。

(1) 境界点観測及び計算

(2) 点検測量

(観測及び計算)

第 49 条 境界点の位置の決定は、原則として 2 級多角点以上の既知点に基づき、放射法により直接測定します。ただし、やむを得ない場合は、係員の承諾を得てから既知点の次数を一次下げて行うことができます。

2 座標値は、観測した距離と角度により求めます。

3 観測の方法及び制限等は、次表のとおりとします。距離測定は、1 視準 2 測定を 1 セットとします。

種 別	測 定 量	測定値較差	補正項目、その他
測距儀による 測距	1 セット	5mm 以内	気象、傾斜、器械定数
鋼巻尺による 測距	片道 2 回読	5mm 以内	温度、傾斜、尺定数
水平角	0.5 対回以上	1 対回以上の場合 の較差 40" 以内	零方向は、境界点までの 距離よりも長いこと。
鉛直角	0.5 対回以上	1 対回以上の場合 の較差 60" 以内	

(点検測量)

第 50 条 境界点座標の誤差又は誤算を防止するために境界点間の実測を行い、精度管理表を作成して計算距離と照合します。その制限は、次に掲げるとおりです。

なお、計算値は 1/10mm 位を切捨てし、mm 止めとします。

距離 \ 区分	較 差	摘 要
20m 未満	10mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	S/2,000	

第 6 章 境界調査図作成

(製 図)

第 51 条 申請者は、本市支給の A3 版マイラー（＃300）を使用し、別表 1 の凡例に従い正確、かつ丁寧に行ってください。なお、境界調査図の作成及び様式については、別紙 1 の図面作成要領を参照してください。

(表 示)

第 52 条 境界調査図上には、次の各号に掲げる事項を表示してください。

- 1 道路、水路、青地の区別
- 2 公図に基づく地番
- 3 占用物件（道水路内に占用物件が存在する場合には、別表 2 の凡例に従って記載してください。なお、占用物件は朱線で表示します。）
- 4 復元資料名（別紙 1 図面作成要領の 1 1 を参照してください。）
- 5 現地境界標の座標値及び多角点の座標値
- 6 記載内容の「注意書」については例示図のとおり表現してください。

(精 度)

第 53 条 境界点のプロット誤差は図上 0.2 mm 以内とし、図上の縮尺は 1／500 とします。

(現地検査)

第 54 条 申請者は係員と日程調整を行い、作成した境界調査図の現地立会検査を行います。検査内容は、点間距離が較差内にあるか、境界標の標示が図面と合致しているか、占用物件がある場合に図面に正しく記載されているか、境界標に必要な赤ペンキが塗布されているか等を確認します。

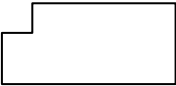
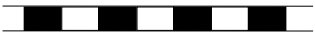
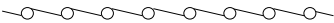
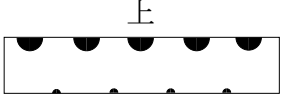
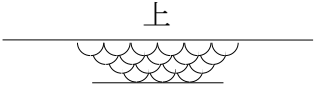
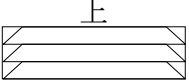
境界調査図凡例

		既設境界石標・既設鋳物杭又は既設プレート
		新設境界石標・新設鋳物杭又は新設プレート
		移 設 境 界 石 標
		プ ラ ス チ ッ ク 杭 ・ 民 間 石 標
		鉄 鉋 ・ 記 号 (新 設)
		鉄 鉋 ・ 記 号 (既 設)
		図 上 表 示 記 号
		多 角 点 及 び 点 名
		5 号 線 (0 . 2 5) 道 水 路 境 界 線
		2 号 線 (0 . 1 0) 道 水 路 幅 員 線
		2 号 線 (0 . 1 0) そ の 他
		円 の 大 き さ 外 径 2 m m 内 径 1 m m
		円 の 大 き さ 外 径 2 m m

注1 鉄道、国土交通省、県、公園等の石標表示は民間石標と同様とし、「鉄道」、「国交」、「県」、「公園」等を付すること。

注2 既設石標に石標を上乗せするときは新設とし、「上乗」を付すること。

境界調査図占用物件凡例

N o	区分	名 称	記 号
1	建物	家屋（車庫含む）	
2	構囲	ブ ロ ッ ク	
		板、トタン堀	
		有 刺 鉄 線 等	
		生 垣	
3	被覆	コンクリート擁壁	
		石 積	
4	目標物	門	
5	道路等	階 段	

※ 道水路内に存在する占用物件は朱線表示としてください。

第 7 章 測量成果の適用区分

（距離の較差及び採用距離）

第 55 条 距離の較差及び採用距離は、次表のとおりです。採用距離は、mm 位を四捨五入し、cm 位までとしてください。

種 別		資料図 距 離	較 差		採用距離	
			資料図と 現地距離	現地距離と 数値距離	資料図 距 離	数 値 距 離
復 元	境界調査図					
	道路台帳平面図	10m	3cm			
	水路台帳図	未満	以内			
	区画整理確定図	—	—		○	
	土地改良確定図	10m	5cm	第 5 章 第 50 条の 較差とする		
	認定改廃図	以上	以内			
	地籍図（数値）					
	地籍図（平板）	※ 注 1				○
明 示	境界明示図作成					○

注 1 平板法により作成された地籍図は、スケールで距離を読み取るので、作図誤差 15cm 程度を資料図と現地距離との較差とします。

注 2 採用距離が資料図距離となっている場合には、現地実測距離ではなく、資料図に記載されている距離を境界調査図に記載します。資料図距離と現地実測距離が較差範囲を超える場合は、係員に報告し指示を受けてください。境界標の移動を行うか、距離の訂正を行うこととなります。

注 3 地籍図数値を資料距離とする場合は、環境創造局地籍調査課所管の面積計算簿に記載されている境界点成果を使用した ST 計算とし、数値計算距離の mm 位を四捨五入し cm 位までとしてください。

第 8 章 成果品

(成果等)

第 56 条 測量の成果として、次に掲げる図書を提出します。

正 本	A	1 多角点計算書	一式
		2 多角点網図	一部
		3 境界点座標リスト及び境界点計算書	一式
		4 境界点間距離図	一部
		5 境界点間距離精度管理表	一式
		6 境界調査図（写図）	一部
	B	7 多角点観測手簿	一式
		8 境界点観測手簿	一部
		9 辺長打ち出し表	一部
		10 境界調査実施距離報告書	一部
	C	11 境界調査図（原図マイラー）	一部
副 本		1 案内図	一部
		2 多角点計算書	一部
		3 多角点網図	一部
		4 境界点座標リスト及び境界点計算書	一部
		5 境界点間距離図	一部
		6 境界調査図（写図）	一部

注 1 境界点間距離図は境界調査図（写図）に、境界調査図に記載されている座標値の開きを記入してください。

注 2 手簿については、別紙 2 の標準様式又は事前に係員の承諾を得た様式により作成してください。

注 3 境界調査実施距離報告書は、境界調査図を作成した道路、水路あるいは道水路（接する道路と水路を区分せずに行った境界調査）の延長を記載するものです。

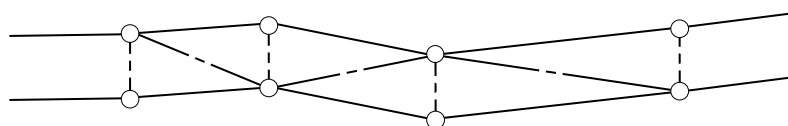
延長の計算方法は、両方の辺長の和を $1/2$ にした平均延長です。

注 4 正本及び副本については、それぞれ A 4 ファイルに綴り込んでください。ただし、正本の境界調査図（原図マイラー）は別納とします。

別紙 1 図面作成要領

申請者は、第 6 章第 51 条から第 55 条に従い境界調査図を作成するとともに、次に掲げる事項を遵守してください。

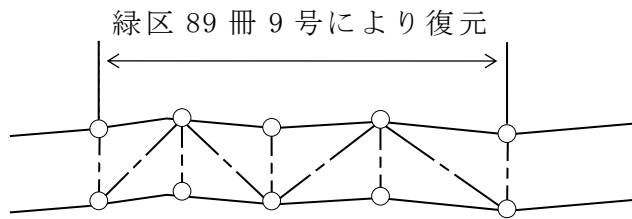
- 1 横浜市公共基準点（関係多角点を含む）及び平成元年以降の国土調査地区の地籍調査図を使用した場合は、座標軸を記載します。(P25※1)
- 2 現地境界標の座標値及び多角点の座標値を記載します。なお、公共基準点を使用する場合は、公共座標（世界測地系：測地成果 2000 又は世界測地系：測地成果 2011）を記載します。(P25※2)
- 3 国土調査図で復元した場合は、図面の接続と番号を記載します。(P25※3)
- 4 境界点距離が 50m 以上になる場合は、中間点を設置します。なお、この場合距離は < > 記号の内に記載します。(P25※4)
- 5 境界調査した道水路に他の道水路が取付く場合は、その道水路の取付が決定した場合は境界点に方向線を付け、決定しなかった場合には方向線のみを記入します。(P25※5)
- 6 上乘せした場合の石標の取扱いは新設表示とし、「上乘」と記載します。(P25※6)
- 7 境界調査した道水路内に占用物件があるときは境界調査図に書き込みます。ただし、20cm 程度については区域線と重なるため、引き出し拡大し、書き込みます。
- 8 境界点が接近し距離が記入できない場合は、引き出し拡大し、書き込みます。(P25※7)
- 9 斜距離の書き込み方は、原則として次図に示すとおりとします。



- 10 町境界線等は、次図のとおりです。線の太さは 8 号線 (0.40) を標準とします。

都県境 ————<->—————
市 境 ————<- ->—————
区 境 ———— - - ————
町 境 ———— - ————

- 11 復元資料の記載方法は、実線により引き出し、復元資料名は、次に示した例を参考にして記載してください。なお、判断に迷う場合は、係員と協議してください。



〔例〕

緑区 89 冊 9 号により復元

M. F 川和 1-1-1 により復元

道路台帳 MD 06-3-4 により復元

L D 85-3-28 により復元

地籍調査図 F¹15-3 により復元

○○ 区画整理図により復元

○○ 土地改良図により復元

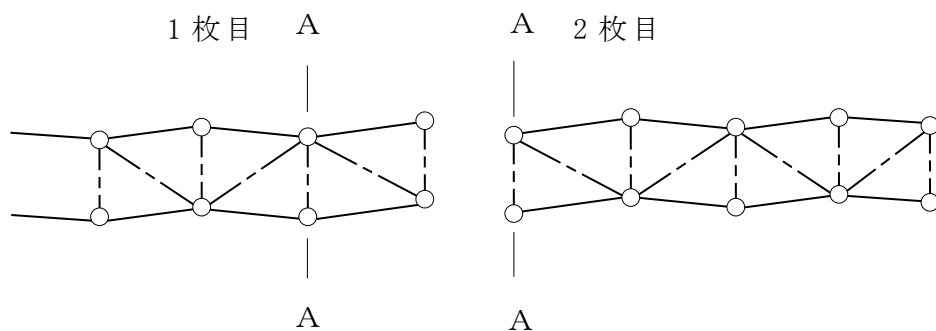
昭和○○年○月市会土地図面により復元

昭和○○年○月市道改廃原議により復元

12 図面が複数になる場合は、空いている箇所に接続図を書き込みます。

ただし、図面枚数が多い場合は、接続図だけのマイラーを作成してください。

なお、境界調査図の接続方法は、次図に示すとおり 1 スパンを重ねてください。

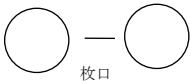


13 境界調査図を作成するときには、「(注)この図面に記載されている町界線、筆界及び地番については公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。」との注意書を記載してください。ただし、支給されたマイラー図には印刷してありますので、記載する必要はありません。

14 公図を基に参考として記載する地番の筆界線は、民地境界を特定しているとの誤解を生むため、道水路境界線と結ばないで、適当な空白を確保してください。

- 15 境界調査図が作成されているが、現地境界標が亡失または移動している場合の境界復元については、係員の判断により新たな境界調査図を作成しないことがあります。

道水路等境界明示図・復元図 縮尺=1/500



Y = -30,200
X = -50,900

F¹15-1 | F¹15-2 ※3
F¹15-3 | F¹15-4
地籍図F¹15-4により復元
明 示
〇〇区〇〇冊〇〇号により復元及び再明示

境界点番号成果一覧表

公共座標
任意座標

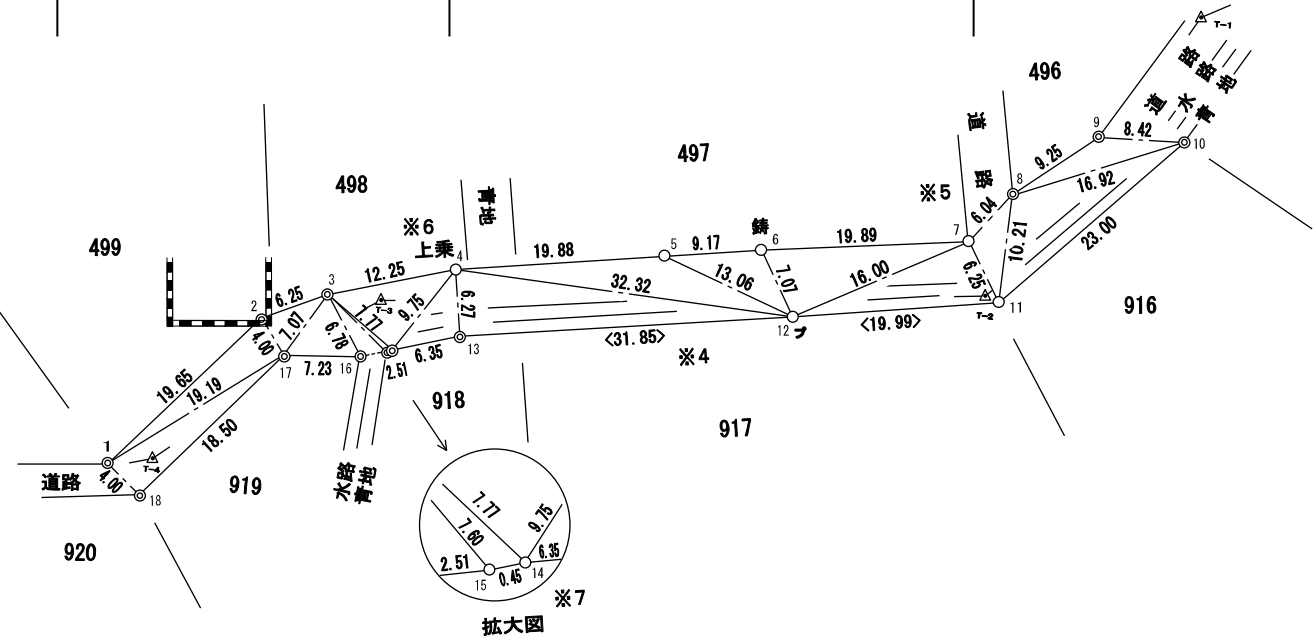
※2

点番号	X座標	Y座標
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(注)座標値を開いた結果と図面寸法が異なる場合があります。

凡 例

		境界点番号・境界線又は境界線のアレート
		新設境界点番号・新設境界線又は新設境界線のアレート
		境界点番号
		アスファルト舗装・道路石畳
		鉄筋・配り（新設）
		鉄筋・配り（既設）
		国土地示配り
		多角形及び点
		3号地（0.28）道水路境界線
		2号地（0.10）道水路境界線
		2号地（0.10）その他
		元の大きさ外積2冊内積1冊
		元の大きさ外積2冊



X = -51,000
Y = -30,100
※1

(注)この図面に記載されている町界線、筆界及び地番については公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

制作者名		測量年月日		場所	横浜市 区 町 丁目 番地先
------	--	-------	--	----	----------------

整理番号	一 冊 号
決 裁 年月日	
	LD MD

観 測 手 簿

記載例
世界測地系

4 年 2 月 5 日

測 点 : 53 (378-13) B = P = C 天 候 : 晴 軟風
 器械高 i : 1.50 器械高 g : 1.50 観 測 者 : XXXXXXXXXX
 測 器 : TOPCON QS5AC 気 温 : 10.0 °C 気 圧 : 1013.0 hPa
 測 器 No : XXXXXXXXXX 器械定数 : 気象補正 : -5.0 ppm
 開始時刻 : 13 時 35 分 終了時刻 : 13 時 42 分 備 考 :

目 望 番 点	名 称	水 平 角	結 果	倍 較	倍 較	観 測	水 平 角
盛 鏡 号 番				角	差	差	(平 均 値)
0 r 1	54 (378-14)	0-00-00	0-00-00				0-00-00
2	61 (10101)	184-55-40	184-55-40	80	0	0	184-55-40
1 2		4-55-55	184-55-40				
1		180-00-15	0-00-00				
90 1 1		270-00-00	0-00-00				
2		94-55-40	184-55-40	80	0		
r 2		274-55-20	184-55-40				
1		89-59-40	0-00-00				

望遠鏡	点 番	名 称	目 標 高	鉛 直 角	結 果	高度定数差
			m			"
r	54	(378-14)	1.50	89-15-40	2Z =	178-32-00
l				270-43-40	Z =	89-16-00
				359-59-20	α =	0-44-00 15
r	61	(10101)	1.50	89-30-50	2Z =	179-02-05
l				270-28-45	Z =	89-31-03
				359-59-35	α =	0-28-57

点 番	名 称	目 標 高	測定距離		セット内	セット間	測定距離(平均)
		m	m	m	較 差	較 差	反射鏡定数
54	(378-14)	1.50	148.145	148.143	mm 2	mm 0	m 148.144
			148.143	148.144	1		
61	(10101)	1.50	84.842	84.842	0	1	84.842
			84.841	84.841	0		

距離補正計算簿

座標系: 9 縮尺係数: 0.999905 平均ジオイド高: 36.47

測点番 視準点番	測点名 視準点名	測定距離 m	高度角 α_1 高度角 α_2	平均高度角 (	平均標高 m	水平距離 m	球面距離 m	縮尺補正 m	平面距離 m
53	378-13	84.842	0-28-57	0-28-31	11.592	84.839	84.838	-0.008	84.830
61	10101		-0-28-05	(13.092)					
61	10101	95.163	-0-34-58	-0-34-40	11.465	95.158	95.157	-0.009	95.148
62	10102		0-34-22	(12.965)					
62	10102	127.311	-1-16-25	-1-16-16	9.573	127.280	127.279	-0.012	127.267
63	10103		1-16-07	(11.073)					
63	10103	98.397	-0-14-40	-0-14-40	7.951	98.396	98.395	-0.009	98.386
64	10104		0-14-40	(9.451)					
64	10104	47.827	-0-27-33	-0-27-32	7.550	47.825	47.825	-0.005	47.820
65	10105		0-27-30	(9.050)					
65	10105	32.165	0-19-50	0-20-03	7.452	32.164	32.164	-0.003	32.161
66	10106		-0-20-15	(8.952)					
66	10106	38.468	-0-15-48	-0-15-58	7.457	38.468	38.467	-0.004	38.463
67	10107		0-16-07	(8.957)					
67	10107	45.473	0-12-35	0-12-37	7.452	45.473	45.472	-0.004	45.468
68	10108		-0-12-38	(8.952)					
68	10108	71.541	-0-10-50	-0-10-33	7.426	71.541	71.540	-0.007	71.533
69	10109		0-10-15	(8.926)					
69	10109	33.530	0-18-47	0-18-34	7.353	33.530	33.529	-0.003	33.526
52	378-4		-0-18-20	(8.853)					

点 検 計 算 （ 座 標 ）

記載例

世界測地系

平均ジオイド高 = 36.47

路線番号 : 1

路線名 :

点番	測 点 名	夾 角	方 向 角	距 離	X	Y
				m	m	m
54	(378-14)		183-45-26			
53	(378-13)	184-55-40	8-41-06	84.830	-55409.434	-19523.473
61	(10101)	210-31-43	39-12-49	95.148	(-55325.577	-19510.663)
62	(10102)	127-27-00	346-39-49	127.267	(-55251.857	-19450.509)
63	(10103)	168-59-55	335-39-44	98.386	(-55128.022	-19479.865)
64	(10104)	208-03-10	3-42-54	47.820	(-55038.379	-19520.411)
65	(10105)	172-25-18	356-08-12	32.161	(-54990.659	-19517.313)
66	(10106)	200-17-38	16-25-50	38.463	(-54958.571	-19519.480)
67	(10107)	188-00-35	24-26-25	45.468	(-54921.679	-19508.601)
68	(10108)	139-13-30	343-39-55	71.533	(-54880.285	-19489.789)
69	(10109)	161-44-56	325-24-51	33.526	(-54811.639	-19509.908)
52	(378-4)	196-15-11	341-40-02		-54784.038	-19528.939
51	(378-3)					
Σ S =				m		
辺数 (N) =				10		
結 果 =					m	m
結 合 点 成 果 =					-54784.038	-19528.939
閉 合 差 =				m	-54784.017	-19528.895
許 容 範 囲 =				-40	0.049	-0.044
				(43)	(0.054)	

$$10'' + 10''\sqrt{11} = 43''$$

$$3cm + 3cm\sqrt{0.674km} = 5.46cm > 4.9cm$$

$$\frac{1}{674.6} = \frac{1}{13,767} < \frac{1}{10,000}$$

簡 易 水 平 網 平 均 計 算

世 界 測 地 系

平面直角座標系	9
許容範囲 路線方向角の偏差	50 秒
路線座標差の偏差	30 cm

計 算 年 月 日 平成 24 年 12 月 25 日

検定番号(日本測量協会) 

点検番号  

簡 易 水 平 網 平 均 計 算

路線No 1		(53 ----> 52)						
路線名		(378-13 ----> 378-4)						
点 番	点 名	観 測 角 ° ' "	方 向 角 ° ' "	平面距離 m	X 座標 m	Y 座標 m	方 向 角 ° ' "	距 離 m
54	378-14		183-45-26					
53	378-13	184-55-40	8-41-10	84.830	-55409.434	-19523.473	8-41-07	84.840
61	10101	210-31-43	39-12-56	95.148	-55325.575	-19510.663	39-12-51	95.158
62	10102	127-27-00	346-40-00	127.267	-55251.854	-19450.507	346-39-59	127.283
63	10103	168-59-55	335-39-59	98.386	-55128.015	-19479.859	335-39-59	98.398
64	10104	208-03-10	3-43-12	47.820	-55038.367	-19520.400	3-43-10	47.826
65	10105	172-25-18	356-08-34	32.161	-54990.646	-19517.298	356-08-32	32.165
66	10106	200-17-38	16-26-15	38.463	-54958.557	-19519.461	16-26-12	38.467
67	10107	188-00-35	24-26-54	45.468	-54921.665	-19508.578	24-26-50	45.473
68	10108	139-13-30	343-40-28	71.533	-54880.273	-19489.760	343-40-27	71.542
69	10109	161-44-56	325-25-27	33.526	-54811.622	-19509.869	325-25-29	33.530
52	378-4	196-15-11	341-40-42		-54784.017	-19528.895		
51	378-3							
		方向角の偏差 秒		距離合計 m	X の偏差 m	Y の偏差 m	座標差の偏差 m	
観 測 値		40		674.602	0.017	-0.007	0.019	
許 容 値		(43)					(0.054)	

$$10'' + 10''\sqrt{11} = 43''$$

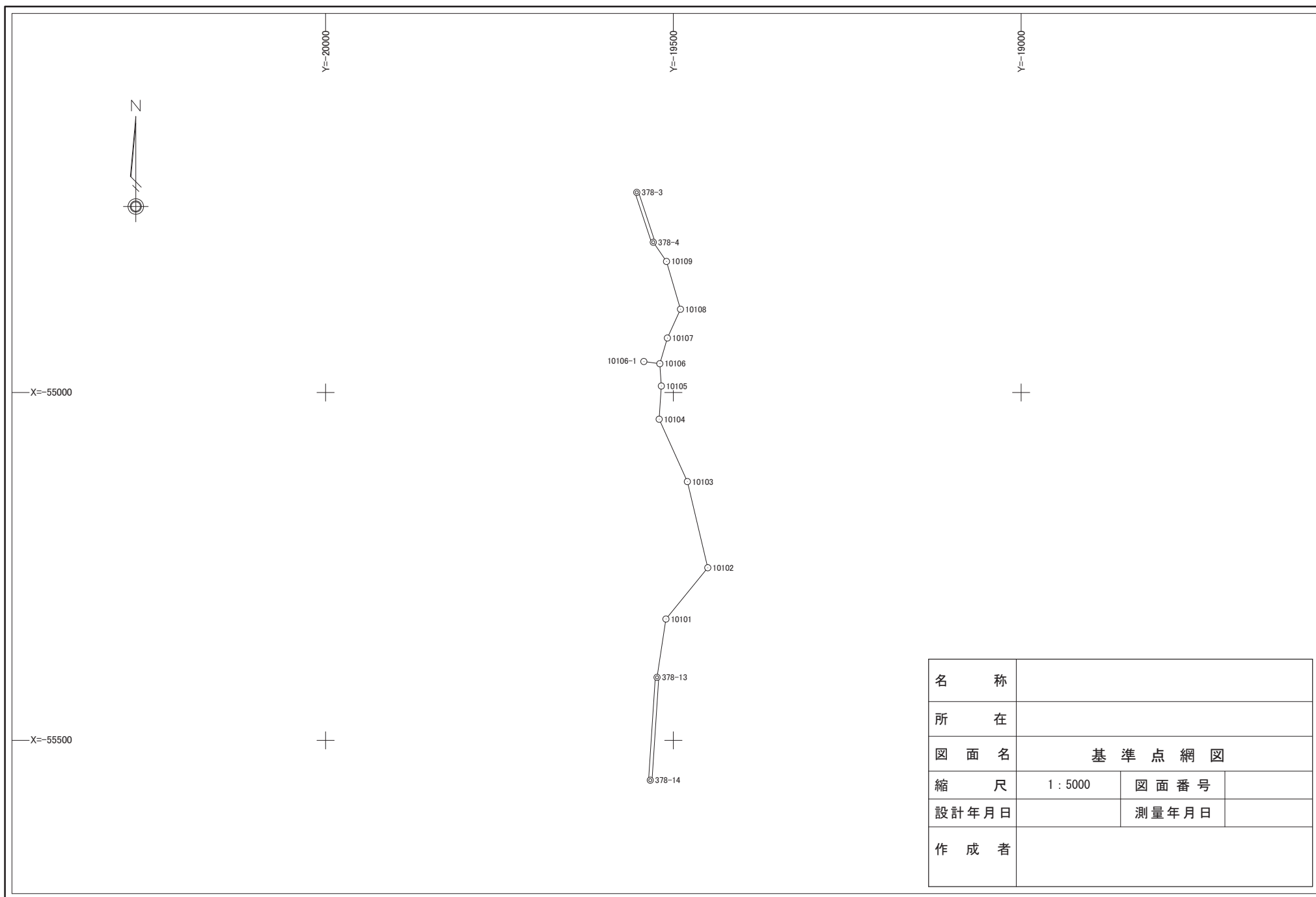
$$3cm + 3cm\sqrt{0.674km} = 5.46cm > 1.9cm$$

$$\frac{1}{\frac{674.6}{0.019}} = \frac{1}{35,505} < \frac{1}{10,000}$$

多角測量成果表

縮尺係数:0.999905
1級

[illegible]



観 測 手 簿

現場名：

作業名：境界測量

測 点 No. 3	観 測 日	4 年 9 月 29 日	天 候	晴 無 風	観 測 者	
10106	偏 心 状 況	B=C=P	器 械 高 i	1.45	器 械 高 g	1.45
	測 器 N o	N0.P80282	測 器	TOPCON QS5AC	器 械 定 数	
	気 温	27.0 °C	気 圧	1013.0 hPa	気 象 補 正	14.0 ppm
	開 始 時 刻	11 時 54 分	終 了 時 刻	12 時 10 分		

水平角	目盛	望遠鏡	方向	視準点名	観測角	結果	倍角	較差
	0	r	1	10105	258-23-25	0-00-00		
			2	K7	6-58-35	108-35-10	15	5
			3	K8	17-06-55	118-43-30	55	5
			4	K11	80-26-25	182-03-00	95	25
		l	4	K11	260-26-00	182-02-35		
			3	K8	197-06-50	118-43-25		
			2	K7	186-58-30	108-35-05		
			1	10105	78-23-25	0-00-00		

結果	視準点名	平均值	倍角差	観測差
	10105	0-00-00		
	K7	108-35-08		
	K8	118-43-28		
	K11	182-02-48		

鉛直角	望遠鏡	視準点名	目標高	観測角	合計	$r - l = 2 Z$	$90 \pm \alpha = Z$	α
	r	10105	0.10	92-44-15				
	l			267-15-45	360-00-00	185-28-30	92-44-15	-2-44-15
	r	K7	0.10	96-18-50				
	l			263-41-05	359-59-55	192-37-45	96-18-53	-6-18-53
	r	K8	0.10	100-02-05				
	l			259-58-00	360-00-05	200-04-05	100-02-03	-10-02-03
	r	K11	0.60	122-17-45				
	l			237-42-30	360-00-15	244-35-15	122-17-38	-32-17-38

高度定数差	20
-------	----

距 離	視準点名	目標高m	距離 1	距離 2	セット内較差 1	セット間較差	反射鏡定数	平均
			距離 3	距離 4	セット内較差 2			
	10105	0.10	32.203	32.204	1			32.204
	K7	0.10	14.297	14.298	1			14.298
	K8	0.10	7.442	7.442	0			7.442
	K11	0.60	1.648	1.649	1			1.649

トラバース計算 計算書

令和 4 年 2 月 5 日

現場名：
作業名：（境界測量）
2次元平面距離開放放射

34

器械点	視準点	観測角	方向角	距離	c o s	s i n	Δ X	Δ Y	X	Y	点名	点番
10106-1	10106		97-45-12						-54955. 429	-19542. 436	10106-1	71
10106-1	K3	140-13-05	237-58-17	8. 631	-0. 530342678	-0. 847783371	-4. 577	-7. 317	-54960. 006	-19549. 753	K3	501
10106-1	K4	173-08-18	270-53-30	7. 898	0. 015561891	-0. 999878906	0. 123	-7. 897	-54955. 306	-19550. 333	K4	502
10106-1	K5	185-04-25	282-49-37	1. 408	0. 222007056	-0. 975045059	0. 313	-1. 373	-54955. 116	-19543. 809	K5	503
10106-1	K6	106-15-25	204-00-37	4. 518	-0. 913472482	-0. 406900509	-4. 127	-1. 838	-54959. 556	-19544. 274	K6	504
10106	10105		176-08-34						-54958. 557	-19519. 461	10106	66
10106	K7	108-35-08	284-43-42	14. 211	0. 254236237	-0. 967142149	3. 613	-13. 744	-54954. 944	-19533. 205	K7	505
10106	K8	118-43-28	294-52-02	7. 328	0. 420516843	-0. 907284732	3. 082	-6. 649	-54955. 475	-19526. 110	K8	506
10106	K11	182-02-48	358-11-22	1. 394	0. 999500757	-0. 031594897	1. 393	-0. 044	-54957. 164	-19519. 505	K11	507
10105	10106		356-08-34						-54990. 646	-19517. 298	10105	65
10105	K12	2-15-45	358-24-19	11. 685	0. 999612683	-0. 027829560	11. 680	-0. 325	-54978. 966	-19517. 623	K12	508
10105	K14	0-25-15	356-33-49	16. 135	0. 998201961	-0. 059940350	16. 106	-0. 967	-54974. 540	-19518. 265	K14	509
10105	K16	208-22-33	204-31-07	16. 288	-0. 909826520	-0. 414988799	-14. 819	-6. 759	-55005. 465	-19524. 057	K16	510
10104	10105		3-43-12						-55038. 367	-19520. 400	10104	64
10104	K27	5-08-50	8-52-02	30. 753	0. 988048211	0. 154145169	30. 385	4. 740	-55007. 982	-19515. 660	K27	511
10106-1	10106		97-45-12						-54955. 429	-19542. 436	10106-1	71
10106-1	K2	90-37-53	188-23-05	4. 177	-0. 989311250	-0. 145819236	-4. 132	-0. 609	-54959. 561	-19543. 045	K2	512
10106-1	K32	13-11-20	110-56-32	13. 191	-0. 357426333	0. 933941334	-4. 715	12. 320	-54960. 144	-19530. 116	K32	513
10106-1	K33	18-31-35	116-16-47	9. 412	-0. 442753884	0. 896643183	-4. 167	8. 439	-54959. 596	-19533. 997	K33	514
10106-1	K39	17-58-28	115-43-40	16. 545	-0. 434095888	0. 900866672	-7. 182	14. 905	-54962. 611	-19527. 531	K39	515
10106-1	K40	13-59-40	111-44-52	14. 863	-0. 370521413	0. 928823924	-5. 507	13. 805	-54960. 936	-19528. 631	K40	516
10106-1	K41	60-47-05	158-32-17	4. 449	-0. 930660791	0. 365883167	-4. 141	1. 628	-54959. 570	-19540. 808	K41	517
10106-1	K42	90-37-30	188-22-42	4. 221	-0. 989327504	-0. 145708920	-4. 176	-0. 615	-54959. 605	-19543. 051	K42	518
10106-1	K59	90-58-48	188-44-00	2. 648	-0. 988405720	-0. 151835877	-2. 617	-0. 402	-54958. 046	-19542. 838	K59	519

ST計算 計算書 (辺長)

世界測地系

令和 4 年 2 月 7 日

現場名:

縮尺係数

1.000000

辺の総合計

137.170

No	点番	点 名	X 座標	Y 座標	平面距離	球面距離	方 向 角	夾 角
1	404	K4	-54955.306	-19550.333				
	405	K5	-54955.116	-19543.809	6.526	6.526	88-19-55	180-44-20
2	405	K5	-54955.116	-19543.809				
	407	K7	-54954.944	-19533.205	10.605	10.605	89-04-15	185-12-33
3	407	K7	-54954.944	-19533.205				
	408	K8	-54955.475	-19526.110	7.114	7.114	94-16-48	
4	411	K11	-54957.164	-19519.505				
	414	K14	-54974.540	-19518.265	17.420	17.420	175-55-05	
5	412	K12	-54978.966	-19517.623				
	427	K27	-55007.982	-19515.660	29.082	29.082	176-07-47	
6	416	K16	-55005.465	-19524.057				
	439	K39	-54962.611	-19527.531	42.994	42.994	355-21-55	151-20-28
7	439	K39	-54962.611	-19527.531				
	440	K40	-54960.936	-19528.631	2.003	2.003	326-42-23	151-21-58
8	440	K40	-54960.936	-19528.631				
	432	K32	-54960.144	-19530.116	1.683	1.683	298-04-21	159-57-52
9	432	K32	-54960.144	-19530.116				
	433	K33	-54959.596	-19533.997	3.919	3.919	278-02-13	172-10-54
10	433	K33	-54959.596	-19533.997				
	441	K41	-54959.570	-19540.808	6.811	6.811	270-13-07	178-53-15
11	441	K41	-54959.570	-19540.808				
	442	K42	-54959.605	-19543.051	2.243	2.243	269-06-22	278-39-33
12	442	K42	-54959.605	-19543.051				
	402	K2	-54959.561	-19543.045	0.044	0.044	7-45-55	82-28-04
13	402	K2	-54959.561	-19543.045				
	406	K6	-54959.556	-19544.274	1.229	1.229	270-13-59	175-04-18
14	406	K6	-54959.556	-19544.274				
	403	K3	-54960.006	-19549.753	5.497	5.497	265-18-17	

ST計算 計算書（幅員）

世界測地系

令和 4 年 2 月 7 日

現場名：

縮尺係数 1.000000
辺の総合計 168.843

No	点番	点 名	X 座標	Y 座標	平面距離	球面距離	方 向 角	夾 角
1	404	K4	-54955.306	-19550.333				
	403	K3	-54960.006	-19549.753	4.735	4.735	172-57-54	57-35-30
2	403	K3	-54960.006	-19549.753				
	405	K5	-54955.116	-19543.809	7.696	7.696	50-33-24	315-25-20
3	405	K5	-54955.116	-19543.809				
	406	K6	-54959.556	-19544.274	4.464	4.464	185-58-44	37-34-56
4	406	K6	-54959.556	-19544.274				
	459	K59	-54958.046	-19542.838	2.083	2.083	43-33-40	118-06-13
5	459	K59	-54958.046	-19542.838				
	405	K5	-54955.116	-19543.809	3.086	3.086	341-39-53	
6	441	K41	-54959.570	-19540.808				
	402	K2	-54959.561	-19543.045	2.237	2.237	270-13-50	277-32-59
7	402	K2	-54959.561	-19543.045				
	459	K59	-54958.046	-19542.838	1.529	1.529	7-46-49	299-07-00
8	459	K59	-54958.046	-19542.838				
	441	K41	-54959.570	-19540.808	2.538	2.538	126-53-49	111-47-06
9	441	K41	-54959.570	-19540.808				
	407	K7	-54954.944	-19533.205	8.899	8.899	58-40-55	13-28-07
10	407	K7	-54954.944	-19533.205				
	459	K59	-54958.046	-19542.838	10.120	10.120	252-09-02	
11	433	K33	-54959.596	-19533.997				
	407	K7	-54954.944	-19533.205	4.718	4.718	9-39-43	319-37-34
12	407	K7	-54954.944	-19533.205				
	432	K32	-54960.144	-19530.116	6.048	6.048	149-17-17	71-20-29
13	432	K32	-54960.144	-19530.116				
	408	K8	-54955.475	-19526.110	6.152	6.152	40-37-46	344-09-01
14	408	K8	-54955.475	-19526.110				
	440	K40	-54960.936	-19528.631	6.014	6.014	204-46-47	
15	439	K39	-54962.611	-19527.531				
	408	K8	-54955.475	-19526.110	7.276	7.276	11-15-43	273-04-56
16	408	K8	-54955.475	-19526.110				
	411	K11	-54957.164	-19519.505	6.817	6.817	104-20-39	311-29-32
17	411	K11	-54957.164	-19519.505				
	439	K39	-54962.611	-19527.531	9.699	9.699	235-50-11	86-19-30
18	439	K39	-54962.611	-19527.531				
	414	K14	-54974.540	-19518.265	15.104	15.104	142-09-41	209-35-07
19	414	K14	-54974.540	-19518.265				
	412	K12	-54978.966	-19517.623	4.472	4.472	171-44-48	337-02-44
20	412	K12	-54978.966	-19517.623				
	439	K39	-54962.611	-19527.531	19.122	19.122	328-47-32	
21	416	K16	-55005.465	-19524.057				
	416	K16	-55005.465	-19524.057				
22	427	K27	-55007.982	-19515.660	8.766	8.766	106-41-10	

境界点座標一覧表

新点番号	仮点番号	X座標	Y座標	杭種	管理者	旧図郭		新図郭	
						大メッシュ	小メッシュ	大メッシュ	小メッシュ
297	K4	-62498.317	-29466.651	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
298	K5	-62487.676	-29451.745	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
299	K6	-62461.263	-29419.485	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
300	K15	-62436.260	-29388.973	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
301	K16	-62432.535	-29389.969	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
302	K28	-62431.030	-29399.467	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
303	K31	-62419.212	-29424.159	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
304	K30	-62414.818	-29422.660	石	横浜市道路	104	44	111	27
305	K29	-62426.637	-29397.603	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
306	K26	-62429.515	-29379.435	石	横浜市道路	104	44	111	27
307	K25	-62429.741	-29377.545	石	横浜市道路	104	44	111	27
308	K24	-62430.127	-29368.005	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
309	K23	-62430.588	-29362.818	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
310	K22	-62435.240	-29363.526	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
311	K21	-62434.755	-29368.581	石	横浜市道路	104	44	111	27
312	K18	-62434.500	-29375.459	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
313	K20	-62436.240	-29380.238	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
314	K7	-62445.388	-29391.434	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
315	K8	-62452.344	-29399.914	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
316	K9	-62458.360	-29407.258	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
317	K10	-62467.862	-29418.850	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
318	K11	-62473.895	-29426.231	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
319	K12	-62485.480	-29440.366	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
320	K13	-62491.491	-29447.728	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
321	K14	-62492.047	-29448.401	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
322	K1	-62510.074	-29473.676	プレート	横浜市道路	104	44	111	35
323	K2	-62505.583	-29476.850	プレート	横浜市道路	104	44	111	35
324	K3	-62503.828	-29474.407	プレート	横浜市道路	104	44	111	35

別紙 3 境界調査実施距離報告書

境界調査実施距離報告書

令和 年 月 日

土木事務所副所長

事業者名

申請番号	
申請人氏名	
申請場所	区 町 丁目 番地 地先

	道路	水路	道水路	計
明示				
復元				
計				

単位：m

注) 延長は、道路、水路及び道水路の平均延長を明示と復元に分け、mm 位を切り捨て、小数点以下 2 位まで記入してください。（例：25.68m）

別紙 4 境界調査作業の流れ

